

「労働時間と過労死不安」¹

亀坂安紀子^{2 3} 田村輝之⁴

要旨

2014年11月に「過労死等防止対策推進法」が施行され、過労死防止のための対策が日本でも喫緊の課題となっている。本稿では、内閣府が実施した「平成24年度生活の質に関する調査（世帯調査：訪問留置法）」の個票データを使用し、労働時間が「過労死」に対する不安に与える影響を分析する。その結果、男性については、週労働時間が「60時間」を超えると過労死不安が有意に高まることが示され、女性については、週労働時間が「45時間」を超えると過労死不安が有意に高まることが示された。この労働時間が過労死不安に与える影響についての分析結果は頑健であり、かつ、日本では過労死不安を抱く労働時間には、統計的に有意に男女差が存在することが本稿によって明らかにされた。

日本の場合、国際比較などを含む様々な調査において、男性に比べて女性の家事負担が大きいことが報告されている。このため、日本では男性同様、女性についても、家事時間を考慮すると就労により過重負担が生じやすいこととなる。日本で男女間の家事分担の格差が解消されない限り、女性に男性と全く同一の条件で働くことを求めれば、特に結婚・出産などで家事負担が増しがちな女性の就労継続を事実上難しくしている可能性が高いと思われる。また、家事・育児負担の他、介護に関する問題は男女に共通であり、高齢化の進展により仕事との両立の問題は今後より重要になるとと思われる。

このような状況下で、長時間労働を抑制する対策としては、これまで主として割増賃金率（間接規制）と労働時間の上限の設定（直接規制）について議論されてきた。しかし、割増賃金率の増加だけでは、長時間労働の改善が難しいことが報告されている。また、職場の労働時間の管理のあり方や女性の働き方への配慮、新卒採用に偏った単線型のキャリアパスの是正、ライフステージに応じた柔軟な働き方など、多様な労働市場の改革を進めて、誰もが意欲的に就業できる社会を実現する必要性について議論する。

¹本論文は、内閣府のディスカッションペーパー（ESRI Discussion Paper No.325）として、公表されております。

（ご参考：http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis325/e_dis325.html）

²青山学院大学 経営学部 教授

³内閣府 経済社会総合研究所 客員主任研究官

⁴高知工科大学 経済・マネジメント学群 ポスドク研究員